

飯塚市告示第130号

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準(平成20年飯塚市告示第102号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準の一部を改正する告示

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	土木一式工事	建築一式工事
S	40,000万円未満	70,000万円未満	S	30,000万円未満	60,000万円未満
	6,500万円以上	8,500万円以上		6,500万円以上	8,500万円以上
I	15,500万円未満	15,500万円未満	I	15,500万円未満	15,500万円未満
	6,500万円以上	6,500万円以上		6,500万円以上	6,500万円以上
II	8,500万円未満	8,500万円未満	II	8,500万円未満	8,500万円未満
	3,500万円以上	1,300万円以上		3,500万円以上	1,300万円以上
III	5,000万円未満	1,700万円未満	III	5,000万円未満	1,700万円未満
	1,300万円以上	200万円超		1,300万円以上	200万円超
IV	1,700万円未満	—	IV	1,700万円未満	—
	200万円超			200万円超	
備考 金額は、設計金額(税込み)とする。			備考 金額は、設計金額(税込み)とする。		

附 則

この告示は、告示の日から施行する。